

新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針

令和4年7月15日

土庄町長 岡野 能之

令和2年3月28日に、国において決定された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、国、県、町がそれぞれの役割を果たすべく、これまで対策を講じて来ました。

香川県においては、本年1月2日に県内初のオミクロン株陽性者が確認された後、感染拡大傾向が続き、医療提供体制においても確保病床使用率が増加し、1月13日から「感染拡大防止対策期」、5月末以降には、新規感染者数が減少傾向となり、6月20日から「感染警戒対策期」に移行し、感染防止対策に努めてまいりました。

しかしながら、香川県内では、6月下旬以降、新規感染者数が増加する状況が続いており、7月以降、確保病床使用率は増加傾向にあります。さらなる上昇が想定されることから、7月15日から「感染拡大防止対策期」に移行し、より一層、感染拡大の防止に努めていくこととしています。

土庄町においても、県と同様、7月以降、新規感染者数が増加傾向にあります。

県の方針を踏まえ、町における新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針のとおり、より一層、感染防止の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

なお、この方針は、現時点での対応となりますので、今後の感染拡大の状況、国・県の方針を踏まえ、更新してまいります。

基本方針

1. 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「不織布マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策の徹底を推進する。なお、夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨する。
※厚生労働省・文部科学省作成の別添リーフレットを参照
2. 町主催の催物（イベント等）の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項等を踏まえ、規模要件等に沿って開催し、「新しい生活様式」や、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を講じることを前提に開催を可能とする。※県公表のイベント等の開催に係る留意事項を参照
3. 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するよう協力要請する。
4. 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するとともに、会食や飲み会をする際には、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請する。